

自動車保険の無料相談について

市民生活課

☎ 973-5487

近時、交通事故の態様も複雑化して、その解決にお困りの方、専門スタッフによる自動車損害賠償責任保険並びに任意自動車保険の請求・損害保険一般について、無料でご相談をお受けしております。

【相談日】月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～12時・午後1時～午後5時
※来訪される場合、事前にご連絡ください。
【弁護士相談日】毎月第3金曜日 午後1時～4時（予約制・相談無料・要面談）

【相談場所】那覇市久米2-2-20（大同火災久米ビル9F）沖縄自動車保険請求相談センター
☎ 868-8950

第2回ちゅら島二斉清掃のお知らせ

環境課

☎ 973-5594

清潔で美しいふる里を実現し、ちゅら島としてのイメージアップを図るため、市は、平成19年度第2回ちゅら島環境美化全県斉清掃を12月16日（日）を中心とする12月の期間（12月29日（土）まで）に実施します。具体的な実施内容については、各自治会におたずねください。

〈事業主の皆様へ〉

償却資産（固定資産税）の申告について

資産税課

☎ 973-5394（内線1256）

会社や個人で工場や商店などの経営をされていて、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産（償却資産）をうるま市内で所有している方、並びに市内の事業所にリースされている方は、毎年1月1日現在の状況を申告することが義務付けられています。

申告の受付は、平成20年1月4日から市役所の資産税課（2F）にて行います。申告用紙については12月中に送付していますが、届かない場合や新規に事業を行った場合は、ご連絡を頂きますようお願いいたします。後日、郵送いたします。（ホームページ
<http://www.city.uruma.lg.jp/1/179.htm>からのダウンロードも可能です）

尚、最終日は大変に混雑が予想されますので、早めに申告してください。

【受付期間】平成20年1月4日（金）～1月31日（木）



道路交通法が変わりました！

運転者以外の周囲の責任を道路交通法で処罰

改正前

道路交通法での罰則なし

飲酒運転の教唆や補助など刑法を適用

飲酒運転に関わる罰則が強化！

【平成19年9月19日に施行】

※飲酒運転を根絶しましょう！！

運転者に対する罰則強化

改正前

酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

改正後

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

車両提供者（運転者と同じ刑罰）

改正後

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供者・車両に同乗

改正後

酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

後部座席シートベルト着用義務化！

（平成20年6月以降に施行予定）

後部座席のシートベルト着用が運転席・助手席同様に義務化される事になりました。

後部座席でのシートベルト非着用の致死率は、着用の場合の約4倍！

うるま市交通安全推進協議会

